

沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 29 日

沖縄県知事 玉城 康裕

沖縄県条例第 12 号

沖縄県歯科口腔保健の推進に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、歯科口腔保健（歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 歯科口腔保健の推進は、日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持の重要な役割を果たしていることに鑑み、県民がその重要性について関心と理解を深め、生涯にわたって主体的に歯科疾患の予防に取り組むとともに、適切かつ効果的な歯科に係る検診、保健指導及び歯科医療を受けることができる環境の整備を図ることを旨として、行わなければならない。

(県の責務)

第 3 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、歯科口腔保健の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村並びに歯科医療等業務関係者（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者（第 6 条第 4 号において「歯科医療等業務従事者」という。）並びこれらの者で構成される団体をいう。以下同じ。）並びに保健等業務関係者（保健、医療（歯科医療を除く。）、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連する分野の業務に従事する者（同号において「保健等業務従事者」という。）及びこれらのもので構成される団体をいう。次条において同じ。）との連携及び協力を行うものとする。

3 県は、市町村、事業者（労働安全衛生法、（昭和 47 年法律第 57 号）第 2 条第 3 号に規定する事業者をいう。次条第 3 項において同じ。）及び医療保険者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 7 項に規定する医療保険者をいう。次条第 4 項において同じ。）が行う歯科口腔保健に関する取組を効果的に推進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療等業務関係者等の責務)

第 4 条 歯科医療等業務関係者は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に資するよう、保健等業務関係者との緊密な連携を図りつつ、歯科医療及び歯科保健指導を提供するとともに、県が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 保健等業務関係者は、基本理念にのっとり、歯科医療等業務関係者との連携を図りつつ、県が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、その使用する労働者の歯科健診等（歯科に係る検診及び歯科保健指導をいう。次項及び第 6 条第 3 号において同じ。）を受ける機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

4 医療保険者は、基本理念にのっとり、被保険者及びその被扶養者の歯科健診等を受ける機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第 5 条 県民は、歯科疾患の予防及び口腔の機能を生涯にわたって維持することの重要性について関心と理解を深めるとともに、自ら歯科口腔保健に努めるものとする。

2 保護者（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 条）第 6 条に規定する保護者をいう。）は、その監護する児童の歯科口腔保健に努めるものとする。

(基本的施策)

第 6 条 県は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）第 7 条から第 9 条までに定めるもののほか、次に掲げる基本的な施策を講ずるものとする。

(1) 乳児期から高齢期までの各段階に応じた科学的根拠に基づく効果的な歯科疾患の予防推進に必要な施策

(2) 乳児期から高齢者までの各段階に応じた口腔の機能の発達、維持及び向上を図るために必要な施策

(3) 離島及びへき地における地域の実情に応じた歯科検診等及び歯科医療の確保に必要な施策

(4) 歯科医療等業務従事者及び歯科口腔保健を担う保健等業務従業者の資質の向上のために必要な施策

(歯科口腔保健推進計画の策定等)

第 7 条 知事は、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に実施するため、歯科口腔保健の推進に関する計画（以下この条において「歯科口腔保健推進計画」という。）を定めるものとする。

2 歯科口腔保健推進計画は、歯科口腔保健の推進に関する法律 13 条第 1 項に規定する基本的事項として、次に掲げる次項について定めるものとする。

(1) 歯科口腔保健の推進に関する総合的な方針及び目標

(2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な歯科口腔保健の推進に関する施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に実施するために必要な事項

3 知事は、歯科口腔保健推進計画を定めるに当たっては、広く県民、歯科医療等業務関係者、有識者等の意見を聴取するものとする。

4 知事は、歯科口腔保健推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、歯科口腔保健推進計画の変更について準用する。

6 知事は、毎年度、歯科口腔保健推進計画に基づき実施した施策の実施状況その他歯科口腔保健に関する事項を公表するものとする。

(実態調査)

第8条 県は、歯科口腔保健の推進に関する施策の策定に必要な調査を行うものとする。

(歯科口腔保健啓発月間)

第9条 県民の間に広く歯科口腔保健の推進についての関心と理解を深めるため、歯科口腔保健啓発月間を設ける。

2 歯科口腔保健啓発月間は、11月とする。

3 県は、歯科口腔保健啓発月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、歯科口腔保健に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、交付の日から施行する。